を行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前条第一号ヌに掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理

イ～ヘ　（略）

ト　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十五条第一項

チ～ヨ　（略）

二～六　（略）

（水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部改正）

第三条　平成十八年金融庁農林水産省告示第十二号（水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　法第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号及び第九十七条第三項第七号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一　前条（第三号から第九号まで、第十三号、第十八号及び第十九号を除く。）に掲げる者の業務（同条第一号に掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前条第十号に掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理 イ～ヘ　（略） ト　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十五条第一項 チ～ヨ　（略） 二～五　（略）	**第二条**　法第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号及び第九十七条第三項第七号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一　前条（第三号から第九号まで、第十三号、第十八号及び第十九号を除く。）に掲げる者の業務（同条第一号に掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前条第十号に掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理 イ～ヘ　（略） ト　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第一項 チ～ヨ　（略） 二～五　（略）

附　則

この告示は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○文化庁告示第二十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財の管理団体を同表下欄のように指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月三十日

文化庁長官　都倉　俊一

（彫刻の部）

上欄			下欄	
名称及び員数	関係告示	所有者	所有者の住所	管理団体	管理団体の住所
木造釈迦如来坐像　一軀 木造二天王立像　二軀 内一軀の像内に仁平二年四月六日、藤原家実、良峯氏等の銘がある	令和七年文部科学省告示第百十九号	阿蘇釈迦堂管理組合	熊本県球磨郡あさぎり町須恵	あさぎり町	熊本県球磨郡あさぎり町免田東一一九九